

☆未熟児養育医療のご案内☆

◎養育医療とは

身体の発育が未熟なまま生まれ、入院を必要とする乳児が、指定養育医療機関で治療に要する医療費（保険診療分）を公費負担する制度です。養育医療の給付を受けることができるのは、指定養育医療機関での入院治療に限られます。なお、世帯の課税額に応じて、自己負担金があります。

＜給付の対象者＞ 次の症状等がみられる場合で入院を必要とする未熟児

- ① 出生児の体重が2000g以下
- ② 体温が異常に低い場合
- ③ 呼吸器、循環器系、消化器系などに異常がある場合
- ④ 強い黄疸がある場合

◎申請に必要な書類

① 養育医療給付申請書

② 養育医療意見書 指定養育医療機関で記入してもらってください。

③ 世帯調書

お子様と生計を一にしている家族全員（本人を含む）を記入してください。扶養義務者（父母等）の方は世帯が別でも記入してください。

④ 同意書 （別途市町村民税の税額等を証明する書類が必要な場合もあります。）

地方税関係情報を確認させていただくための同意書です。お子様と生計を共にしている扶養義務者全員について記入してください。なお、下記☆印に当てはまる方は別途市町村民税の税額・扶養等・税額控除内訳の内容がわかる市区町村長が発行する証明書（※1 下記参照）の提出が必要です。

☆ 個人番号（マイナンバー）が確認できない方

☆ 情報連携により課税状況を確認できない方

同意書の提出をいただいた方で、システムによる課税状況を確認できない場合、後日追加で提出書類を求めることがあります。あらかじめご了承ください。

☆ 申請月が1月～6月の方は前年1月1日時点、7月～12月の方は本年1月1日時点に奈良市外で住民票を置かれていた、または奈良市外で課税されていた方

※1 市町村民税の税額・扶養等・税額控除内訳の内容がわかる市区町村長が発行する証明書について

（以下、証明書と記載）

市町村民税の税額・扶養等がわかる証明書：市町村民税課税証明書

税額控除内訳がわかる証明書：特別徴収税額通知書 等

4月～6月に申請の場合 ⇒ 前年度の証明書、7月～3月に申請の場合 ⇒ 現年度の証明書

市民税が未申告の場合は、市民税の申告等を求める場合があります。

市町村民税課税証明書・特別徴収税額通知書等にて詳細が不明な場合は後日追加で提出書類を求めることがあります。

⑤ お子様の加入医療保険の資格確認書類のコピー

お子様の加入医療保険の資格確認書類の発行に時間がかかる場合は、一旦、加入予定の保険の被保険者の方の加入医療保険の資格確認書類のコピーを提出いただくことで申請いただけます。発行され次

第、お子様の加入医療保険の資格確認書類のコピーもご提出ください。

※加入医療保険の資格確認書類とは、(1)健康保険証のコピー(2)資格確認書または「資格情報のお知らせ」のコピー(3)マイナポータルからダウンロードした「資格情報画面」を印刷したもの等を指します。

⑥ 委任状及び同意書

「自己負担金」について市福祉医療（子ども・ひとり親家庭等）助成金の受領に関する権限を奈良市に委任するための書類です。提出いただくことで、奈良市が「自己負担金」を請求する際、奈良市福祉医療で助成が受けられる額を差し引いた額の請求となります。生活保護世帯の方は不要です。

⑦ 子ども医療費・ひとり親家庭等医療受給資格証のコピー

子ども医療費受給資格証等の発行が遅れる場合は、先に他の書類を提出し、発行され次第速やかに提出してください。⑥「委任状及び同意書」を提出されない方は不要です。

⑧ 誓約書 「自己負担金」に関する誓約書です。生活保護世帯の方は不要です。

⑨ 扶養義務者（父母等）及びお子様の個人番号（マイナンバー）が確認できる書類

（例）個人番号カード・通知カード・個人番号が記載された住民票など

⑩ 窓口に来られる申請者もしくはその代理人の身元確認書類

顔写真付であれば1点（現住所が記載され、有効期間内のもの）

（例）個人番号カード、運転免許証、旅券等

顔写真なしであれば2点（「氏名と生年月日」または「氏名と住所」が記載されているもの）

（例）医療保険証、年金証書等

⑪ 委任状など代理権を確認できる書類（代理人の方が申請に来られる場合のみ）

【任意代理人の場合】

委任状（例：申請者が父で来所が母の場合、父から母への委任状）

委任状がない場合は、代理権を証明するものとして認められる書類

（例）申請者の個人番号カード、健康保険証、運転免許証など公的機関等が申請者本人に対して発行等した本人しか持ち得ない書類の原本

【法定代理人の場合】 戸籍謄本又はその資格を証明する書類

⑫ 保護受給証明書（生活保護世帯の方のみ）

◎申請後について

申請後1ヶ月ほどで結果をご自宅に郵送します。承認された場合は、「養育医療券」を郵送しますので、速やかに医療機関に提示してください。保険診療外の費用（おむつ代、文書料等）については、給付の対象外となりますので、医療機関にお支払いをしてください。

保険診療分につきましては、入院月の約3ヶ月後以降に奈良市からお送りする「納入通知書」に基づき、「自己負担金」を奈良市にお支払ください。申請時に「委任状及び同意書」及び「子ども医療費受給資格証等のコピー」を提出されている場合は、奈良市福祉医療で助成が受けられる額を差し引いた額となります。

申請後退院されるまでの間に、住所や加入健康保険などに変更があった場合には、必ず保健予防課へ届け出てください。医療機関の変更や、診療予定期間を超えて入院養育が必要な場合も、事前に申請が必要です。

<申請先> 奈良市保健所 保健予防課 医療給付係

〒630-8122 奈良市三条本町13番1号 はぐくみセンター4階

電話 0742(93)8397